

事務連絡  
令和2年2月10日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する厚生労働省対策推進本部  
医 療 体 制 班  
医 薬 品 等 物 資 班  
医 政 局 経 済 課  
健 康 局 結 核 感 染 症 課

新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴う  
各種防護具の確保策について（協力要請）

先月31日付け事務連絡「新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴う各種防護具の在庫状況等について」については、多大な御協力をいただきありがとうございます。

今後、国内において、新型コロナウイルス感染症の確定例・疑い例が増加することを想定すると、そうした患者の方々への医療提供体制を構築するに当たって、医療用マスクなど各種防護具を医療現場に安定的に供給することが重要となります。

他方で、新型コロナウイルスの確定例・疑い例の診察等に必要となる各種防護具については、マスクを中心に、国内需給が逼迫している状況です。

そうした中、各都道府県からご提出いただいた調査票をとりまとめたところ、感染症指定医療機関における各種防護具等の在庫は、医療機関によってばらつきがあること、また、都道府県における備蓄量についても、同様に都道府県によってばらつきがあることが明らかとなりました。

については、今後、マスクや防護具等を必要とする医療機関における医療提供に支障が生ずることのないよう、貴職におかれましては、下記の点についてご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本通知は、地方自治法第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

## 記

1. 都道府県に備蓄している各種防護具について、その備蓄目的にかかわらず、各種防護具が今後、不足することが見込まれる医療機関への放出を検討いただきたいこと。（既に御対応いただいている場合はこの限りではない。）
2. 新型コロナウイルスの確定例・疑い例の診察等に必要となる各種防護具を備蓄していない又は不足している場合におかれては、新たに購入する等により備蓄を確保することを検討いただきたいこと。

※ マスクについては、別途、団体を通じて、各製造販売業者に対して増産等の措置を要請するとともに、医療関係者に対して、各医療機関の在庫等の状況に応じて、安定確保に向けた取り組みへの理解・協力を求めています。

担当者連絡先 医薬品等物資班 千田、上田  
TEL 03(5253)1111 内線 2 5 2 5  
03(3595)2421 （夜間直通）  
FAX 03(3507)9041  
Email : chida-takashi@mhlw.go.jp  
ueda-kazuaki@mhlw.go.jp